

次ページに  マークについて、より詳しく見るができます。

<法務>

障害者の法定雇用率 段階的引上げ

注2

令和8年
7月

2.7%

従業員 37.5 人以上

注1



令和6年
4月

2.5%

従業員 40 人以上

令和5年度

2.3%

従業員 43.5 人以上

注4

注3



※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2685 担当 砂山 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

●無料セミナー●対面セミナー形式にて開催

令和6年6月21日(金) 時間:10:00~11:30 会場:パートナーズプロジェクト PLAZA

内容『がん治療と仕事の両立支援~従業員を辞めさせないためにできること~』

講師:HANA メンタルマネジメント 大崎華子先生

治療と仕事の両立への支援をどのように進めればよいのか…イメージし準備をしましょう。

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務がある。 ※注1

1. 障害者雇用率制度

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務がある。従業員を43.5人以上雇用している事業主は、障害者を1人雇用しなければならない。 ※注4

2. 障害者雇用納付金制度

法定雇用率を未達成の企業のうち、常用労働者100人超の企業から徴収される。

3. 雇用の分野における障害者の差別禁止及び合理的配慮の提供義務

事業主は、募集・採用において、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

【ポイント】

① 障害者の法定雇用率引き上げについて (令和6年4月以降) ※注2・注4

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

※原則として、常時雇用労働者は1人分、短時間労働者は0.5人分としてカウントする。

② 障害者雇用納付金の取扱いについて ※注2

・令和6年度分の障害者雇用納付金について

※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間

→ 新しい法定雇用率(2.5%)で算定することになる。

・令和8年度分の障害者雇用納付金について

※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間

→ 令和8年6月以前については2.5%、令和8年7月以降については2.7%で算定することになる。

③ 障害者雇用のための事業主支援を強化(助成金の新設・拡充)する ※注3

・雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設

→ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになる。

→ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な人の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになる。

・既存の障害者雇用関係の助成金を拡充

→ 障害者介助等助成金や職場適応援助者助成金の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化する。